

日本臨床宗教師会ニュースレター

第3号

副会長挨拶

2012年8月。東北の短い夏が終わりかけた頃、一人の医師と約束をした。

その約束とは、「公共空間で多業種と協働出来る宗教者を育てる事」である。そして、1ヶ月後、その人はこの世を去る。岡部健医師である。

先生は東日本大震災後、自身の残された時の中、命への向き合い方と、文明の有り様を深く問い続けた。安らぎを湛えつつも、なおも深い思索を続けている、そのような死に顔だった。そしてその思索は私たちに引き継がれる。この思索の渦中に、多くの方々が巻き込まれた。

2016年3月、日本臨床宗教師会設立。2018年3月、日本臨床宗教師会に認定制度が定められ、146名の認定臨床宗教師が誕生する。先生との約束は一応果たせた。

資格制度を作る事は大変な作業である。伊藤文雄先生、キッペス先生、小西先生からは、経験を踏まえた貴重なご意見を頂戴した。また、事務局の鍋島先生、谷山先生には多岐にわたる議論を粘り強くまとめて頂いた。そして、議論が煮詰まった時、「迷ったら、とりあえず前に進む」という柏木先生の言葉に後押しされた。先生方には心より感謝申し上げたい。

私たちの前には四つの問いがある。一、自然への向き合い方、二、生と死への向き合い方、三、文明社会への向き合い方、そして四つ目はそれらに対する宗教者の向き合い方である。現場から立ち上がる言葉を全身で感じ取り、宗教者として、謙虚でありながら凛とした信念を持ち続け、常に人々の苦悩と共に居続けること。臨床宗教師が真に人々に認められるのはこれからである。

副会長挨拶	p.1
第1回資格認定	p.1
平成30年度総会議事録	p.3
同第1回理事会議事録	p.5
各規定、細則	p.8
役員、委員会、事務局	p.11
各地の臨床宗教師会	p.12
訃報	p.12

2018年4月

日本臨床宗教師会 副会長
資格制度準備委員会初代委員長
資格認定委員会初代委員長
金田 諦應
(北海道東北臨床宗教師会会長
曹洞宗通大寺住職)



第1回資格認定

2018年3月5日(日) 午後の理事会で、臨床宗教師養成教育プログラム実施機関として8機関の認定、臨床宗教師研修指導者20名の登録、認定臨床宗教師146名の資格認定が承認されました。同日夕方、上智大学四谷キャンパス6号館で行われた総会に引き続いて、初めての「認定臨床宗教師」

認定証授与式が行われ、島園会長より授与されました。

翌6日(月)夕方には、特別措置による資格認定者と前日の欠席者に認定証が授与されました。認定機関・指導者登録者・資格認定者の一覧は以下の通りです。

臨床宗教師養成教育プログラム実施機関

東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座
 武蔵野大学臨床宗教師・臨床傾聴士養成講座
 大正大学
 愛知学院大学

龍谷大学大学院実践真宗学研究科
 種智院大学臨床密教センター
 高野山大学密教実践センター
 NPO法人日本スピリチュアルケアワーカー協会
 以上8機関

臨床宗教師研修指導者 ※括弧内は所属する教育機関

伊藤 文雄 (東)	金田 諦應 (東)	高橋 悦堂 (東・種)	松本 峰哲 (種)
打本 弘祐 (龍・種)	黒川 雅代子 (龍)	竹中 史江 (東)	トクナガミ ミカ (東)
大下 大圓 (ワ)	小西 達也 (武)	立野 泰博 (東)	森崎 雅好 (高)
大村 哲夫 (東・愛・種)	申 英子 (種)	谷山 洋三 (東・種)	森田 敬史 (東・正・龍・種)
緒方 宏明 (東)	眞如 晃人 (東)	鍋島 直樹 (龍)	吉田 弥生 (東)

以上20名

認定臨床宗教師 ※所属する各地臨床宗教師会ごと

＜北海道東北＞	南山 良俊	打本 弘祐	＜中国地方＞	金 聖孝
足立 隆厳	＜関東＞	川端 勝	猪 智喜	國友 朋子
天野 宏心	井川 裕覚	清水 弘星	久田見 良子	久連松 隆導
天野 和公	池内 龍太郎	松壽 謙宜	藤岡 隆円	桑野 賢瑞
伊藤 祐子	井出 存祐	申 英子	北條 真美恵	小牟田 昌彦
氏家 栄宏	岩下 仙海	高澤 沙弥子	榊野 統胤	榊 了慈
及川 寿美子	大島 慎也	高橋 了	松本 宜隆	立野 泰博
大村 哲夫	小島 智真	中平 了悟	和田 隆彦	玉春 なおみ
奥原 幹雄	加瀬 丈舜	西岡 秀爾		原 信太郎
金田 諦晃	木村 天真	花岡 尚樹	＜四国＞	原田 照久
岸 實瑩	木村 雅恵	松永 徳成	田野 妙秀	樋口 泰巧
斎藤 正美	清永 恵子	三品 亮徹	童銅 啓純	氷室 崇元
佐藤 恵子	草野 妙敬	南 千代		福山 尚史 (芳賢)
渋谷 真之	酒井 菜法	村尾 雄志	＜九州＞	三原 賢乗
眞如 晃人	櫻林 佑樹	森崎 雅好	浅枝 泰淳	トクナガミ ミカ
高橋 悦堂	佐々木 瑞恵	森田 敬史	芦田 もと子	山口 達也
谷山 洋三	佐藤 了眞	森本 宏勇	糸山 公照	山隈 由貴子
新田 忍澄	菅原 耀	山本 清英	入江 楽	山下 亮恂
古林 俊晃	千田 明寛	山本 純照	岩崎 哲秀	吉尾 天声
松谷 寛元	高橋 一晃	山本 成樹	緒方 宏明	渡邊 正裕
三浦 賢翁	武樋 和嘉子	吉田 敬一	織田 心海	以上146名
宮島 幸代	橘 勇人	吉本 清信	加藤 理人	
宮村 妙洋	戸田 由美		川窪 由美子	
妻鳥 紘明	永峯 治寿			
吉田 彦英	中村 博武			
吉田 俊英	南雲 のどか			
吉田 裕喜	西郊 良俊	＜関西＞		
吉田 裕昭	萩原 久美子	東谷 宗弘		
米本 智昭	古川 達雄	石原 真		
米本 智泉	堀口 哲哉	上田 禮子		
渡邊 激洋	松島 龍戒	上原 慎勢		



平成30年度総会議事録

日時： 平成30年3月5日（月）
16時45分～17時30分
会場： 上智大学四谷キャンパス
6号館4階 6-410教室

<議案>

1. 議長の選任

議長に島蘭進会長が推薦され承認された。

2. 役員の変動について

谷山事務局長より、以下について報告がなされ、承認された。

- ・関西臨床宗教師会代表者の交代に伴い、理事として上田禮子が就任する。
- ・四国臨床宗教師会の発足に伴い、理事として代表者の童銅啓純が就任する。
- ・資格制度準備委員会はその任務完了に伴い解散し、新体制で資格認定委員会に移行する。新体制として資格認定委員長に龍谷大学・深川宣暢が就任し、継続性を考慮して、副委員長に金田諦應、小西達也両名が就任する。
- ・関西臨床宗教師会代表、本会理事の清水正彦が上田禮子に交代したのに伴い、清水正彦に代わって、継続教育委員会で事務局サポートとして関わってきた池内龍太郎が委員に就任する。

3. 平成29年度事業報告・決算報告

谷山事務局長より、以下の事業・決算報告がなされ、承認された。

- ・第2回フォローアップ研修・総会 平成29年2月26日、～27日 東北大学
- ・第1回理事会 平成29年2月27日 東北大学
- ・第2回理事会 平成29年9月10日 京都文教大学
- ・第1回「認定臨床宗教師」資格申請受付 平成29年10月～30年1月

決算報告に関して、任意団体から一般社団法人への移行に伴う以下の変更点について報告された。

- ・「収支決算書」「I 収入の部」「2.資格認定料」は、平成29年12月31日までに振り込まれた17名分の合計である。
- ・「収支決算書」「I 収入の部」「3.研修参加料」について、平成29年2月17日以前の収入は「4.寄付金収入(1)」に計上されている
- ・「収支決算書」「I 収入の部」「5.寄附金収入(2)」の予算額「¥200,000」に対して、決算額「¥15,000」となっているのは、2月16日以前に

貸借対照表

(平成29年12月31日 現在)

一般社団法人 日本臨床宗教師会 (単位=円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	¥ 2,179,548	なし	
【固定資産】		【固定負債】	
なし		なし	
【繰延資産】	0		
なし			
		正味財産の部	
		科 目	金 額
		設立時正味財産※	¥ 1,422,374
		当期正味財産増加額	¥ 757,174
資産合計	¥ 2,179,548	負債・資本合計	¥ 2,179,548

※設立時正味財産＝損益計算書において寄附金収入とした、任意団体から引き継いだ残余金

損益計算書

(平成29年2月17日～平成29年12月31日)

(単位=円)

科目	金額
I 経常収益の部	
1. 会費収入	¥ 1,190,000
2. 資格認定料	¥ 340,000
3. 研修参加料	¥ 32,500 ※1
4. 寄附金収入(1)=設立時財産(任意団体から引き継ぎ)	¥ 1,422,374
5. 寄附金収入(2)	¥ 15,000
6. 受取利息	¥ 4
当期収入合計(A)	¥ 2,999,878
前期繰越収支差額(B)	¥ -
収入合計(C=A+B)	¥ 2,999,878
II 経常費用の部	
1. 会議費	¥ 463,076 ※2
2. 事務費	¥ 52,164
3. 通信費	¥ 47,428
4. 接待交際費	¥ 6,100
5. 印刷製本費	¥ 135,820
6. 雑費	¥ 111,642
7. 法人税	¥ 4,100
当期支出合計(D)	¥ 820,330
経常利益(E=A-D)	¥ 2,179,548

※1 FU当日徴収額+後日入金額から、返金分を差し引いた額

※2 予算案では交通費として計上

振り込まれた寄附金が「4.寄付金収入(1)」に計上されていることによる。

- ・「収支決算書」「II 支出の部」「4.接待交際費」の内訳は、元顧問田中雅博氏の逝去に伴う弔電代である。
- ・「7.法人税」は、仙台市によって定められた「小規模な法人に対する年5万円」の日割り計算(平成29年2月17日-3月31日)として「¥4,100」を計上。公益性の高い団体は返金される可能性がある。
- ・定款に基づき、損益計算書、貸借対照表をホームページに載せて公開する。

一般社団法人日本臨床宗教師会平成30年度収支予算書
(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

(単位=円)

科目	H29予算額	H29決算額	H30予算額	H29予算との差異	備考
I 収入の部					
1. 会費収入	¥ 1,136,000	¥ 1,190,000	¥ 1,222,000	¥ 86,000	正会員229名、団体10団体他
2. 資格認定料	¥ -	¥ 340,000	¥ 3,200,000	¥ 3,200,000	160名
3. 研修参加料	¥ -	¥ 32,500	¥ 200,000	¥ 200,000	FU3
4. 寄附金収入	¥ 1,214,874	¥ 1,437,374	¥ 10,000	¥ -1,204,874	昨年度大半は任意団体からの譲渡金
5. 受取利息	¥ -	¥ 4	¥ 10	¥ 10	
収入合計 (A)	¥ 2,350,874	¥ 2,999,878	¥ 4,632,010	¥ 2,281,136	
II 支出の部					
1. 会議費	¥ 800,000	¥ 463,076	¥ 1,000,000	¥ 200,000	理事会1回50万、各委員会10万x5委員会
2. 事務費	¥ 100,000	¥ 52,164	¥ 100,000	¥ -	
3. 通信費	¥ 50,000	¥ 47,428	¥ 100,000	¥ 50,000	
4. 接待交際費	¥ -	¥ 6,100	¥ 20,000	¥ 20,000	
5. 印刷製本費	¥ -	¥ 135,820	¥ 500,000	¥ 500,000	FU3抄録集、認定証
6. 雑費	¥ 80,000	¥ 111,642	¥ 80,000	¥ -	
7. 法人税	¥ -	¥ 4,100	¥ 50,000	¥ 50,000	仙台市
支出合計 (B)	¥ 1,030,000	¥ 820,330	¥ 1,850,000	¥ 820,000	
当期収支差額 (C=A-B)	¥ 1,320,874	¥ 2,179,548	¥ 2,782,010	¥ 1,461,136	
前期繰越収支差額 (D)	¥ -	¥ -	¥ 2,179,548	¥ 2,179,548	
次期繰越収支差額 (C+D)	¥ 1,320,874	¥ 2,179,548	¥ 4,961,558	¥ 3,640,684	

・柏木監事・高木監事によって、決算報告の監査を受け、承認された。

4. 平成30年度事業計画・予算

谷山事務局長より以下の報告がなされた。

・第3回フォローアップ研修・総会 平成30年3月5日～6日 場所：上智大学四谷キャンパス

・第1回理事会 平成30年3月5日 場所：上智大学四谷キャンパス

・第2回理事会 平成30年9月9日 場所：龍谷大学大宮キャンパス

・第1回「認定臨床宗教師」資格申請受付 平成29年10月～平成30年2月

・第2回「認定臨床宗教師」資格申請受付 平成30年7月1ヶ月間に限定

・第3回「認定臨床宗教師」資格申請受付 平成30年12月1ヶ月間に限定

引き続き、「平成30年度収支予算書」の内訳について説明がなされ、以下の点が修正された。

・支出の部「4.接待交際費」に「¥20,000」を計上し、代わりに「6.雑費」を「¥100,000」から「¥80,000」に修正。

・支出の部「1.会議費」の備考欄の表記「理事会50万、各委員10万」を「理事会1回50万、各委員10万×5委員会」に修正。

<報告事項>

1. 会員数の報告

新入会：正会員40名、賛助会員（団体）8団体
合計：正会員229名、准会員1名、賛助会員（個人）4名、賛助会員（団体）10団体

2. 委員会報告

(1) 教育プログラム認定委員会

鈴木岩弓委員長より、次の二点について報告がなされた。

昨年9月の理事会後に教育プログラム認定委員会が設立され、各大学機関等より認定プログラムの申請を受け付け、委員で精査した結果、8団体が臨床宗教師要請機関として登録された。

各教育機関に1人以上の研修指導者を置くという規定に従い、合計20名の指導者が登録された。

島蘭議長より、上智大学の教育プログラムの認定に対する認識が報告された。

(2) 資格認定委員会

金田諦應委員長より、2017年総会にて承認された資格認定プログラムの経緯が確認され、細則の変更（平成30年9月以降の先駆者枠の申請要件として、倫理講習・会話記録の提出を追加する）について報告がなされた。

先駆者20名、修了者126名、合計146名の申請が承認、認定された。

島蘭議長より、資格認定者に関する情報について「氏名・所属地方会」を開示することが報告された。

(3) 継続教育委員会

大下大圓委員長より、5年間の継続研修・資格更新が必要であることが確認され、地域の活動（繋がり）を基礎に置きながら継続的に研鑽を積んでいくことや、5年間でFU研修3回・会話記録3回、活動報告会3回、倫理講習2回、関連分野の学会への出席3回が求められることが報告された。資格更新に関する継続研修の要件についてはホームページにて公開する。

（4）倫理委員会

鎌田東二委員長より、倫理講習について説明がなされ、臨床宗教活動を臨機応変に展開するために必要な対処について議論することや、各地域会における倫理委員会設立、資格認定が遅れた場合の救済措置（海外出張、病気）に関する方向性などについての報告がなされた。

（5）研究委員会

鈴木岩弓委員長より、新年度に各教育機関から新たな資料を収集することが報告された

3. 次回の総会・第4回フォローアップ研修

鍋島直樹事務局次長より、平成31年3月4日（月）・5日（火）龍谷大学大宮キャンパスにて開催されることが報告された。

4. その他

金田諦應資格認定委員長より、委員長に就任した経緯として「公共空間で活動できる宗教者に養成を行う」という岡部健医師と交わした約束について報告がなされた。

総会に引き続き、資格認定証授与式が開催された。

平成30年度第1回理事会議事録

日時：平成30年3月5日(月)

12時00分～14時30分

会場：上智大学四谷キャンパス

6号館6階 ソフィアズクラブ会議室

出席：島蘭進（会長）、高木慶子（監事）、柏木哲夫（監事）、大下大圓（副会長）、金田諦應（副会長）、鎌田東二（副会長）、窪寺俊之（副会長）、伊藤文雄（顧問）、中野東禅（顧問）、谷山洋三、鍋島直樹、大村哲夫、黒川雅代子、小西達也、篠原鋭一、鈴木岩弓、曾根宣雄、引田弘道、前田伸子、松本峰哲、森崎雅宝、新田忍澄、池内龍太郎、田中至道（五辻文昭の代理）、上田禮子（清水正彦の代理）、榊野統胤、吉尾天声、童銅啓純（四国臨床宗教師会会長、オブザーバー）、横田泰典（愛知学院大学事務長、オブザーバー）、高橋原（事務局）、井川裕覚（事務局）

欠席（委任状あり）：W・キップス（顧問）、大河内大博、沼口諭、深川宣暢、打本弘祐（事務局）、連絡なし：石井研士（顧問）

<議題>

審議事項

1. 前回議事録の承認（資料1）

※定款第27条に従い、会長と監事が議事録署名人になる

2. 入会申込者の承認（資料2）

新たに正会員40名、賛助会員（団体）8団体の入会を承認し、会員数は、正会員229名、准会員1名、賛助会員（個人）4名、賛助会員（団体）10団体となった。

3. 役員・委員会について（資料3：役員一覧・委員会）

新役員1名の追加、1名の交代、1名の辞任に関する人事案について審議の結果、以下の事項について承認された。

- ・大河内大博理事の辞任届について、平成29年9月10日理事会で「原則として任期途中での理事退任、新任を行わない」と了承されているので、任期満了まで1年間留任頂くことになった。

- ・関西臨床宗教師会代表者の交代に伴い、理事として上田禮子が就任する。

- ・四国臨床宗教師会の発足に伴い、理事として代表者の童銅啓純が就任する。

- ・資格制度準備委員会はその任務完了に伴い解散し、新体制で資格認定委員会に移行する。実際には、平成30年3月5日までは、資格認定制度準備委員会から資格認定委員会にそのまま移行し、金田諦應委員長、伊藤文雄委員・W・キップス委員、小西達也委員、大河内大博委員、事務局 谷山洋三、鍋島直樹がその役割を務めてきた。これまでの任務遂行に感謝するとともに、新体制として資格認定委員長に龍谷大学・深川宣暢が就任し、継続性を考慮して、副委員長に金田諦應、小西達也両名が就任する。

- ・関西臨床宗教師会代表、本会理事の清水正彦が上田禮子に交代したのに伴い、清水正彦に代わって、継続教育委員会で事務局サポートとして関わってきた池内龍太郎が委員に就任する。

4. 各委員会より報告・各細則について

（1）教育プログラム認定委員会（資料4：教育プログラム細則）

まず、鈴木岩弓委員長より、平成29年9月10日理事会の承認事項に基づき、当該委員会の経緯に

ついて報告された。まず、その日本臨床宗教師会理事会で承認された『資格制度のとりまとめ(確定版)』に準拠し、谷山洋三事務局長のもとで策定された「教育プログラム細則(案)」(資料4)について鍋島事務局次長より紹介された。次に、この教育プログラム細則に基づき、平成30年2月14日に東北大学において、教育プログラム認定委員会が開催され、申請された7大学(東北大学、龍谷大学、愛知学院大学、武蔵野大学、種智院大学、大正大学、高野山大学)と1協会(日本スピリチュアルケアワーカー協会)が臨床宗教師養成機関として指導者登録、教育プログラムを認定することができることが報告された。

(2) 資格認定委員会(資料5:資格制度細則)

金田委員長より資格認定制度について、会員の意見を踏まえ、「資格制度細則」が追加されたことが報告された。

谷山事務局長より、「先駆者」の資格認定制度の変更に関して、第7条5(3月7日施行)を追加することが報告された。

金田委員長より、第7条5を追加する経緯について、次回資格更新から「会話記録の提出」が必要とあることが報告された。

新田理事の提案を受け、審議の結果、第7条

(5) 文言を「所属する各地の臨床宗教師会が主催する継続研修を受講した証明書」に修正することが定められた。

(3) 継続教育委員会(資料5:資格制度細則)

大下委員長より、資格更新の条件(案)について報告があり承認された。

(4) 倫理委員会

鎌田委員長より、倫理講習のあり方、名称利用について報告された。特に、倫理講習が継続教育委員会と関連があることを確認とした上で、当面「各地域会の倫理講習に、日本臨床宗教師会から無料にて講師を派遣する」ことが報告され、「各地域会において倫理委員会を設け、地域単位での倫理講習を行う」ことを提案された。

大村副委員長より、認定資格の申請が間に合わなかった会員について、現状の活動ができなくなることに對する救済措置として、条件付きで暫定的な名称使用を認める。ただし、必ず次回の申請時に申請書類を提出することが求められる。今後の資格更新について、やむを得ない事情によって申請ができなかった場合に、書類で申請することで暫定的に名称使用を認める救済措置を取ることが提案された。また、各地倫理委員の研修会の開

催を拡充するために、日本臨床宗教師会の倫理委員会で連携・サポートをしながら自立を促すことが報告された。

高木監事より、各地域で年1回の倫理講習は可能か、また、宗教者としてのブラッシュアップに関して質問があり意見交換があった。倫理講習が各地で開催できるように進めることを確認した。

高橋事務局員より、各地域会のFU研修の開催予定について質問がされ、各地域会代表者より報告された。

(5) 研究委員会

鈴木委員長より、新年度に新たな資料を集め、研究委員会を開催する予定であることが報告される。

5. 資格認定について(資料6:教育プログラム認定と研修指導者登録)(資料7:認定臨床宗教師認定)

鈴木委員長より、資料6について、合計8団体から教育プログラムから申請があり承認されたことが報告された。なお、臨床スピリチュアルケア協会は、3月の申請を見送ることが報告された。また、研修指導者登録について、各教育プログラムにつき1人以上の指導者登録が必要であることが確認され、合計20名の指導者が登録されたことが報告された。

島藺議長より、今後、上智大学も教育プログラムを登録する意向であることが報告された。

金田資格認定委員長より、認定臨床宗教師認定申請者について報告があり、先駆者20名、修了者126名、合計146名の資格認定が承認された。

資格認定者の個人情報をごとまで開示するか議論され、当面は「名前」「所属地域」をホームページに掲載することが決定された。

谷山洋三事務局長より、認定臨床宗教師の詳細な情報(所属機関・所属宗教教団)をホームページやメディア等で資料開示することを最小限にとどめている。今後はどこまで開示するべきか。認定宗教師一覧、名前・所属地域(都道府県)・(所属教団)

柏木監事より、臨床宗教師は、布教・宗教勧誘をせずに、宗教を超えて宗教間協力によって実践するのが目的であるので、所属宗派を情報公開する必要はそれほどない。日本臨床宗教師会としてホームページやメディア等では情報公開をある程度限定し、宗派を記載しないのが望ましいという意見があった。柏木監事の意見を尊重しつつ、篠原理事、池内理事、大下理事、松本理事、新田理事、鎌田理事、高木監事等からも、本人の同意を取ることや所属している各地臨床宗教師会への問い合わせが望まれる等の意見がだされた。事務局の高橋原、事務局

次長の鍋島より、仏教系、神道系、キリスト教系、諸教系に分類して具体数を開示するのがわかりやすいのではという意見がだされた。それらを踏まえて、議長の島園進会長より、日本臨床宗教師会としては、超宗派で宗教間協力をおこなうのが臨床宗教師であり、所属教団の詳細については情報開示せず、文化庁の宗教年鑑の表記を参考にしながら、仏教系・神道系・キリスト教系・諸教（その他）に分類して、情報開示する方向を進めたい。その方向で、事務局に一任するという事になった。

6. 平成29年度事業報告・決算報告（資料8）

谷山事務局長より以下の事業報告がなされた。

第2回フォローアップ研修・総会 平成29年2月26日～27日 東北大学

第1回理事会 平成29年2月27日 東北大学

第2回理事会 平成29年9月10日 京都文教大学

第1回「認定臨床宗教師」資格申請受付 平成29年10月～

決算報告に関して、任意団体から一般社団法人への移行に伴う以下の変更点について報告された。
・「収支決算書」「I 収入の部」「2.資格認定料」は、平成29年12月31日までに振り込まれた17名分の合計である。

・「収支決算書」「I 収入の部」「3.研修参加料」について、平成29年2月17日以前の収入は「4.寄付金収入(1)」に計上されている。
・「収支決算書」「I 収入の部」「5.寄附金収入(2)」の予算額「¥200,000」に対して、決算額「¥15,000」となっているのは、2月16日以前に振り込まれた寄附金が「4.寄付金収入(1)」に計上されていることによる。

・「収支決算書」「II 支出の部」「4.接待交際費」の内訳は、元顧問田中雅博氏の逝去に伴う弔電代である。

・「7.法人税」は、仙台市によって定められた「小規模な法人に対する年5万円」の日割り計算（平成29年2月17日～3月31日）として「¥4,100」を計上。公益性の高い団体は返金される可能性がある。

・定款に基づき、損益計算書、貸借対照表をホームページに載せて公開する。

・柏木監事・高木監事によって、決算報告の監査を受け、承認された。

7. 平成30年度事業計画・予算案（資料9）

第3回フォローアップ研修・総会 平成30年3月5日～6日 場所：上智大学四谷キャンパス

第1回理事会 平成30年3月5日 場所：上智大学四谷キャンパス

第2回理事会 平成30年9月9日 場所：龍谷大学大宮キャンパス

第1回「認定臨床宗教師」資格申請受付 ～平成30年2月

第2回「認定臨床宗教師」資格申請受付 平成30年7月1ヶ月間に限定

第3回「認定臨床宗教師」資格申請受付 平成30年12月1ヶ月間に限定

谷山事務局長より、予算（案）について報告され、「接待交際費」2万円を計上し、「雑費」を10万円から8万円に修正することが説明された。

8. 次回の理事会 平成30年9月9日（日）16：30 場所：龍谷大学大宮キャンパス

来年の理事会・総会、FU研修 平成31年3月4日（月）～5日（火）場所：龍谷大学大宮キャンパス

9. その他

<報告事項>

各大学等の養成講座の予定について

・愛知学院大学：募集要項を「曹洞宗」から→「日本臨床宗教師会で教育プログラムとして関わる教団」に変更。研修内容について、「高齢者施設100時間、医療機関100時間」を「各50時間」の研修に変更。

・種智院大学：第3回研修を東北大学と共催。天台宗の三井寺の協力を得られることから、今後は募集条件を「真言宗僧侶」に加えて「天台宗僧侶」ならびに「種智院大学の方針に賛同できる僧侶」も認める。

・龍谷大学：2018年度臨床宗教師研修プログラムの予定が発表された。2018年5月31日に、ハーバード大学ディヴィニティスクールのジャネット・ギャッツオ教授らを龍谷大学に招聘して、チャプレンシープログラムの現状と課題を相互に共有しあう。

各地臨床宗教師会の予定について

・関東臨床宗教師会：認定者の増加に伴い、FU研修年2回、会話記録検討会年3回を開催する予定。SVの確保が当面の課題。各地域会のメーリングリストなどの横の繋がりが必要ではないかという提案もあった。

3. その他

・金田副会長より、カフェ・デ・モンクの商標登録が完了したこと、全国13ヶ所に広がっていることが報告された。

・島蘭会長より、宗教者災害支援連絡会で、平成30年5月2日「熊本震災支援」に関するシンポジウムが上智大学で開催されることが報告された。

・四国臨床宗教師会・童銅代表より、会ったことのない資格認定希望者への推薦人に関する対応について質問がなされ、なるべく顔を合わせることや、各地域会で内規を設けるなどの対応について検討していきたいという表明があった。

なお、本会定款と、以下の規則、細則を以下に記載します（スペースの都合で体裁を変えてあるところがあります）。本会ホームページで閲覧できます。

- ・会費規則
- ・委員会規則
- ・倫理委員会細則
- ・教育プログラム細則
- ・資格制度細則

一般社団法人日本臨床宗教師会会費規則

（目的）第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第11条に基づき、事業の円滑な遂行を図るため必要な事項を定める。

（正会員）第2条 本法人の正会員の会費は、年額5,000円とする。

（准会員）第3条 本法人の准会員の会費は、年額3,000円とする。

（賛助会員（個人））第4条 本法人の賛助会員（個人）の会費は、年額一口1,000円とする。

（賛助会員（団体））第5条 本法人の賛助会員（団体）の会費は、年額一口10,000円とする。

（会費の納入）第6条 会費は、当該会計年度の間に、年額の全額を納入しなければならない。年額を分割して納入することはできない。

（会費の返還）第7条 既納の会費は、原則として返還しない。

（任意団体からの継承）第8条 本法人設立前に、任意団体日本臨床宗教師会に会員として在籍している者の未納会費は、本法人に継承するものとする。

（規則の改定）第9条 本規則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

（附則）1. 本規則は、平成29年9月10日より施行する。

一般社団法人日本臨床宗教師会委員会規則

（目的）第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第38条に基づき、事業の円滑な遂行を図るため必要な事項を定める。

（委員会の種類）第2条 本法人が設置する委員会の名称及び業務は、別表に掲げるとおりとする。

別表

No.	委員会の名称	委員会の業務
1	倫理委員会	(1) 本規程及び倫理綱領等の改定に関する審議 (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言 (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び処遇案の答申 (4) 市民及び会員からの倫理に関する問合せへの対応 (5) その他、会長が必要と認める業務 ※詳しくは「倫理委員会細則」で定める
2	継続教育委員会	(1) フォローアップ研修の企画 (2) フォローアップ研修に関する諸機関及び各地域の臨床宗教師会との連絡・調整・記録 (3) その他、会長が必要と認める業務
3	研究委員会	(1) 臨床宗教師の実践に関する研究 (2) 臨床宗教師の養成・教育方法に関する研究 (3) 研究会等の企画・開催・運営 (4) その他、会長が必要と認める業務
4	資格認定制度準備委員会	(1) 臨床宗教師の資格認定制度に関する制度設計 (2) その他、会長が必要と認める業務
5	教育プログラム認定委員会	(1) 臨床宗教師を養成する教育プログラム内容の調査 (2) 資格認定制度に関する教育プログラムの認定 (3) その他、会長が必要と認める業務
6	資格認定委員会	(1) 臨床宗教師の資格認定制度の運用 (2) その他、会長が必要と認める業務

（委員会の構成）第3条 委員会は、本会理事より選出され会長に委嘱された委員長と、委員長より指名され理事会に承認された会員若干名をもって構成する。

2. 副委員長は、委員の互選とする。

3. 委員長は、委員会の顧問を委嘱することができる。

（委員会の運営）第4条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

2. 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3. 委員長がやむを得ない事情によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行する。

（委員の任期）第5条 委員長、委員及び顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（規則の改定）第6条 本規則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

（附則）1. 本規則は、平成29年2月27日より施行する。

2. 本規則の施行時における各委員会の業務、名称及び構成員は、任意団体日本臨床宗教師会において委嘱された委員会をそのまま引き継ぐものとする。なお、任期については、本規則の施行時から始まるものとする。

一般社団法人日本臨床宗教師会倫理委員会細則

（主旨）第1条 本細則は、日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第39条に基づき、本会会員に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的) 第2条 本細則は、本法人が定める「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)および解説」に基づき、会員が行う臨床に関わる活動における倫理について、その適正を期すことを目的とする。

(倫理委員会) 第3条 本法人は、本法人定款第38条に基づき、倫理委員会(以下「委員会」という)を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

(委員会の業務) 第4条 委員会は、前条の目的を達成するために、本法人会長(以下「会長」という)の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領等の改定に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び処遇案の答申
- (4) 市民及び会員からの倫理に関する問合せへの対応
- (5) その他、会長が必要と認める業務

(委員会における審査) 第5条 前条に定める業務については、委員会は会長から処遇案の答申を付託された日より起算して6か月以内に答申する。その処遇案は、本会倫理委員会及び各地域の臨床宗教師会と連絡調整の上、答申の必要があると判断された場合に、(1) 嚴重注意、(2) 教育・研修の義務づけ、(3) 「認定臨床宗教師」資格停止、(4) 同資格剥奪、(5) 会員活動の停止、及び(6) 退会処分のうち一乃至二とする。

2. 上記以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告する。

3. 処遇の基準は別途内規によって定める。

(処遇) 第6条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会の承認を得た後、会長がこれを行う。

(細則の改定) 第7条 本細則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

(附則) 1. 本細則は、平成29年2月27日より施行する。

2. 「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)および解説」は、任意団体日本臨床宗教師会において制定されたものをそのまま引き継ぐものとする。

一般社団法人日本臨床宗教師会教育プログラム細則

(主旨) 第1条 本細則は、日本臨床宗教師会(以下「本法人」という)定款第3条及び第15条に基づき、臨床宗教師を養成する教育プログラムとその指導者について必要な諸事項を定める。

(目的) 第2条 本細則は、本法人が設ける資格制度に関連して、臨床宗教師を養成する教育プログラムを認定し、その指導者を登録するための具体的な申請条件などを定め、その適正を期すことを目的とする。

(教育プログラム認定委員会) 第3条 本法人は、本法人定款第38条及び本法人委員会規則に基づき、教育プログラム認定委員会(以下「委員会」という)を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

(臨床宗教師養成教育プログラム) 第4条 本法人は、学校法人やその他公益団体が主催する、下記①～⑤を教育目標として臨床宗教師を養成する教育課程・研修・講座・コース等を、「臨床宗教師養成教育プログラム」(以下「教育プログラム」という)として認定する。なお、宗教法人など宗教団体が主催する教育プログラムについては、他の学校法人等との連携を条件とする。

- ①「傾聴」と「スピリチュアルケア」の能力向上
- ②「宗教間対話」「宗教協力」の能力向上
- ③自らの死生観と人生観を養う
- ④宗教者以外の諸機関との連携方法を学ぶ
- ⑤「宗教的ケア」の姿勢と提供方法を学ぶ

(臨床宗教師研修指導者) 第5条 本細則において、教育プログラムにおける演習科目(演習/グループワーク/会話記録検討会/スーパービジョン)の担当者を「臨床宗教師研修指導者」(以下「研修指導者」とする)と呼ぶ。

(教育プログラム認定基準) 第6条 教育プログラムを認定する条件は以下の通りである。

- (1) 倫理、宗教に関する講義を含む基礎科目10時間以上
- (2) スピリチュアルケア、グリーフケアに関する講義を含む専門科目10時間以上
- (3) 公共空間での実習30時間以上
- (4) 本法人に登録された研修指導者が担当する演習20時間以上
- (5) 宗教活動がそのまますべてスピリチュアルケアであるとする理解は、臨床宗教師倫理綱領の内容と矛盾することに留意して、上記(1)～(4)には以下の①～⑤の教育内容をすべて含むものとする

① 臨床宗教師倫理綱領に関する講義

② 「民間信仰論」「現代宗教論」など、特定の宗教観を越えて現代人の宗教観を概観する講義

③ 「宗教間対話」や「宗教協力」に関する講義、演習もしくは実習

④ 公共空間において実施され、個人面談を主目的とする実習

⑤ 実習での体験を振り返るための実習指導

※ただし、平成30年2月の申請時まで以上に上記②の講義を受講していない修了者は、平成32年3月までに修了した教育組織において当該の講義を1時間以上受講し、当該の教育組織を通して受講証明書を提出することとする

(教育プログラム認定方法) 第7条 教育プログラムを認定するプロセスは以下の通りである。

①本細則第6条の条件を満たした教育組織が、本法人の賛助会員（団体）として入会する。

②本細則第5条の条件を満たした教育組織が、本細則第8条に定める書類をすべて提出する。

③委員会が主催する会議において、すべての教育プログラムの代表者が出席し、相互認定を行う。

④認定する条件を満たした教育プログラムについて、教育プログラム認定委員長が理事会で報告し、理事会の承認を得て、会長名で資格認定証が授与される。

（教育プログラム認定条件）第8条 教育プログラムを認定する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。

（1）教育プログラム認定申請書： 本会所定の書式

（2）教育組織の基本データ： 教育組織名、代表者名、事務担当者名、教育組織所在地、設立と沿革、教育組織の目的・ミッション等を記した本会所定の書式

（3）教育プログラム・教育担当者一覧： 本会所定の書式

① 講義科目一覧と担当者名、所属・職位

② 研修指導者一覧（演習科目の担当者名と所属・職位

③ 教育領域表（本細則第5条に定めた教育領域—基礎科目・専門科目・実習科目・演習科目—に従った時間数）

④ 教育課程表（臨床宗教師養成の理念と目標、学位／修了証授与の方針、教育課程—基礎科目・専門科目・実習科目・演習科目—の概要

（研修指導者の登録）第9条 教育プログラムにおいては、継続して演習科目を担当する1名以上の会員を研修指導者として登録しなければならない。

（研修指導者の登録条件）第10条 研修指導者を登録する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。

（1）履歴書： 学籍、職歴、教育歴、対人援助に関する研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、社会活動を明記。本法人所定の書式。

（2）業績書： 著書、論文、報告書、講義、講演等

（3）教育組織による推薦書： 本法人所定の書式。

（4）日本臨床宗教師会制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書： 本法人所定の書式。

（5）所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書： 本法人所定の書式。

（研修指導者登録の費用）第11条 本細則の第9条及び第10条で定められた研修指導者を登録する際、登録手数料は無料とする。

（教育プログラム認定の費用）第12条 本細則の第6条、第7条及び第8条で定められた教育プログラムの認定を受ける際、認定審査費は無料とする。

（教育プログラム認定証の授与）第13条 教育プログラム認定の条件を満たした教育組織について、教育プロ

グラム認定委員長が理事会で報告し、理事会の承認を得て、会長名で認定証が授与される。

（細則の改定）第14条 本細則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

（附則）1. 本規則は、平成30年3月5日より施行する。

一般社団法人日本臨床宗教師会資格制度細則

（主旨）第1条 本細則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第3条及び第15条及び、一般社団法人日本臨床宗教師会教育プログラム細則に基づき、臨床宗教師の資格制度について必要な諸事項を定める。

（目的）第2条 本細則は、本法人が設ける資格制度について、その具体的な申請条件などを定め、その適正を期すことを目的とする。

（資格認定委員会）第3条 本法人は、本法人定款第38条及び本法人委員会規則に基づき、資格認定委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

（資格の名称）第4条 本法人が認定する資格の名称は、「認定臨床宗教師」とする。

（資格認定条件①）第5条 臨床宗教師研修修了者に資格を付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。

（1）宗教者（聖職者）証明書： 各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

（2）履歴書： 学籍、宗教者養成研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績については、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

（3）身元保証書： ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等に責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

（4）日本臨床宗教師会認定の臨床宗教師研修プログラム修了証の写し

（5）日本臨床宗教師会認定の継続研修受講修了証： 継続フォローアップ研修参加1回、会話記録検討1回

（6）日本臨床宗教師会制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書： 本法人所定の書式。

（7）所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書： 本法人所定の書式。

（臨床宗教師研修修了者）第6条 本細則における「臨床宗教師研修修了者」とは、教育プログラム細則に基づいて本法人に登録された教育プログラムを修了した者を指す。

(資格認定条件②) 第7条 臨床宗教師研修を修了していない臨床宗教師に類する300時間以上の臨床経験のある者に資格を付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。

(1) 宗教者(聖職者)証明書: 各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

(2) 履歴書: 学歴、宗教者養成研修歴(大学や教育機関等での研修および研修場所)、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績については、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

(3) 身元保証書: ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等に責任者で、同じ地域(同じ都道府県もしくは隣県)に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

(4) 臨床経験を証明する書類: 臨床実績を明記した医療福祉機関等の責任者による推薦書。

(5) 所属する各地の臨床宗教師が主催する継続研修受講修了証: 継続フォローアップ研修参加1回、会話記録検討1回

(6) 日本臨床宗教師会制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)及び解説」の遵守誓約書: 本法人所定の書式。

(7) 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書: 本法人所定の書式。

(資格認定の費用) 第8条 本細則の第5条及び第7条で定められた資格の認定を受ける際、申請者は資格認定審査費として2万円を納入する。

(資格の更新) 第9条 本細則の第5条及び第7条で定められた資格は、5年毎に更新することができる。付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。なお、詳細は別表に記す。

(1) 日本臨床宗教師会認定の倫理講習会の受講証明書: 2単位

(2) 日本臨床宗教師会認定の継続研修受講修了証: 継続フォローアップ研修参加3回、会話記録検討3回、活動記録検討3回。

(3) スピリチュアルケアに関する研究会の参加証明書: 3単位。写しでも可。

(資格更新の費用) 第10条 本細則の第9条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格更新審査費として2万円を納入する。

(資格認定証の授与) 第11条 資格認定ないし資格更新の条件を満たした正会員について、資格認定委員長が理事会で報告し、理事会の承認を得て、会長名で資格認定証が授与される。

(細則の改定) 第12条 本細則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

(附則) 1. 本規則は、平成30年3月5日より施行する。

2. ただし、第7条(5)は平成30年3月7日より施行する。

役員一覧

役員交代、新任があります(※印、平成30年3月5日時点)。

会長 島蘭 進(上智大学)

副会長 大下大圓

(日本スピリチュアルケアワーカー協会)

金田諦應(北海道東北臨床宗教師会)

鎌田東二(京都大学)

窪寺俊之(聖学院大学)

顧問 伊藤文雄(元・ルーテル神学校)

石井研士(國學院大学)

中野東禅(曹洞宗)

ワルデマール・キッペス

(臨床パストラル教育研究センター)

事務局長 谷山洋三(東北大学)

事務局次長 鍋島直樹(龍谷大学)

理事 大河内大博(願生寺)

大村哲夫(東北大学)

黒川雅代子(龍谷大学)

小西達也(武蔵野大学)

篠原鋭一(自殺防止ネットワーク風)

鈴木岩弓(東北大学)

曾根宣雄(大正大学)

沼口 諭(沼口医院)

引田弘道(愛知学院大学)

深川宣暢(龍谷大学)

前田伸子(鶴見大学)

松本峰哲(種智院大学)

森崎雅宝(高野山大学)

北海道東北臨床宗教師会代表者(新田忍澄)

関東臨床宗教師会代表者(池内龍太郎)

中部臨床宗教師会代表者(五辻文昭)

関西臨床宗教師会代表者(上田禮子)※

中国地方臨床宗教師会代表者(榎野統胤)

四国臨床宗教師会代表者(童銅啓純)※

九州臨床宗教師会代表者(吉尾天声)

監事 柏木哲夫(淀川キリスト教病院)

高木慶子(上智大学)

委員会

委員の交代があります。メールアドレスも変更しました。

(1) 資格認定委員会:

顧問: 柏木哲夫

委員長：深川宣暢
副委員長：金田諦應、小西達也
事務局サポート：鍋島直樹、高橋原、谷山洋三
Email: shikaku_ml@sicj.sakura.ne.jp

(2)研究委員会：

委員長：鈴木岩弓
委員：引田弘道、森崎雅宝
事務局サポート：井川裕覚
Email: kenkyu_ml@sicj.sakura.ne.jp

(3)倫理委員会：

委員長：鎌田東二
副委員長：大村哲夫
委員：前田伸子、黒川雅代子
Email: rinri_ml@sicj.sakura.ne.jp
一般公開用: rinri@sicj.sakura.ne.jp

(4)継続教育委員会：

委員長：大下大圓
委員：松本峰哲、池内龍太郎
事務局サポート：打本弘祐、谷山洋三、
Email: kyoiku_ml@sicj.sakura.ne.jp

(5)教育プログラム認定委員会：

委員長：鈴木岩弓
委員：鍋島直樹、谷山洋三

事務局

構成メンバーと事務局のメールアドレス、当会のホームページURLです。

事務局長： 谷山洋三（東北大学）
事務局次長：鍋島直樹（龍谷大学）
事務局員： 井川裕覚（上智大学）
打本弘祐（龍谷大学）
高橋 原（東北大学）

Email: sicj@g-mail.tohoku-university.jp

http://sicj.or.jp

各地の臨床宗教師会

日本臨床宗教師会が設立する以前から、以下のように各地で臨床宗教師会の活動が始まっています。今のところ、日本臨床宗教師会と各地の臨床宗教師会との関係は、「本部・支部」という形ではなく、「協力関係」にあります。

つまり、当会の臨床宗教師倫理綱領を遵守して臨床宗教師として活動するためには、当会（日本臨床宗教師会）と各地

の臨床宗教師会の両方に入会していただくこととなります。

会員のみなさんの周りに、当会にまだ入会していない方がいたら、当会への入会をお勧めしてください。入会申込書は、当会のホームページからダウンロードできます。

また、各地の臨床宗教師会では定期的にフォローアップ研修を開催しているほか、独自の勉強会やカフェなども開かれています。連絡先は以下の通りです。中国地方を除く各会ではfacebookでも情報発信しています。

詳しくは以下のメールで各地の会にお問い合わせください。

北海道東北臨床宗教師会（事務局）
ht.rinshushikai@gmail.com
関東臨床宗教師会（事務局）
kanto.rinsyo.syukyoshi@gmail.com
中部臨床宗教師会（事務局）
chubu.rinsyu@gmail.com
関西臨床宗教師会（事務局）
info.kansai.chaplain@gmail.com
中国地方臨床宗教師会（事務局）
ch5rinshu@yahoo.co.jp
四国臨床宗教師会（童銅啓純代表）
p005@me.com
九州臨床宗教師会（事務局）
k.rinsyu@gmail.com

訃報

本会の五辻文昭理事（真宗大谷派本浄寺住職、中部臨床宗教師会会長）は、平成30年3月25日に遷化されました。3月30日に行われた葬儀には弔電をお送りいたしました。ここに謹んでご報告いたします。

日本臨床宗教師会事務局（郵送先）

〒980-8576 仙台市青葉区川内2-7-1
東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座内

FAX: 022-795-3831

Email: sicj@g-mail.tohoku-university.jp

URL: http://sicj.or.jp

事務局住所 〒981-3214 仙台市泉区館2-23-1